

広島県告示第106号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

令和7年1月23日

鯉崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯崎 英彦

1 竣功認可年月日

令和7年1月10日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

豊田郡大崎上島町東野6625番1号

大崎上島町

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯崎 英彦

大崎上島町長 谷川 正芳

3 埋立区域

(1) 位置

2工区

広島県豊田郡大崎上島町東野字生野島6175番1から6281番1に至る地先公有水面

(2) 区域

2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と40の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 広島県豊田郡大崎上島町東野字生野島7077番地「馬島三等三角点」
(北緯34度17分13秒4481、東経132度55分08秒0658、標高158.90m) から
249度41分19秒、569.205mの地点

2の地点	1の地点から	43度29分16秒	10.022mの地点
3の地点	2の地点から	41度15分29秒	10.618mの地点
4の地点	3の地点から	41度44分42秒	3.412mの地点
5の地点	4の地点から	40度52分52秒	5.907mの地点
6の地点	5の地点から	40度10分37秒	3.457mの地点
7の地点	6の地点から	38度56分37秒	16.360mの地点
8の地点	7の地点から	39度23分05秒	10.529mの地点
9の地点	8の地点から	39度14分51秒	17.072mの地点
10の地点	9の地点から	42度18分28秒	19.104mの地点

11の地点	10の地点から	46度21分11秒	6. 108mの地点
12の地点	11の地点から	45度02分18秒	3. 163mの地点
13の地点	12の地点から	129度42分07秒	1. 202mの地点
14の地点	13の地点から	39度46分58秒	6. 407mの地点
15の地点	14の地点から	117度00分54秒	5. 865mの地点
16の地点	15の地点から	72度24分24秒	6. 071mの地点
17の地点	16の地点から	127度14分28秒	1. 451mの地点
18の地点	17の地点から	132度39分27秒	9. 411mの地点
19の地点	18の地点から	123度10分25秒	7. 694mの地点
20の地点	19の地点から	224度07分02秒	7. 252mの地点
21の地点	20の地点から	138度58分09秒	5. 353mの地点
22の地点	21の地点から	138度58分28秒	6. 621mの地点
23の地点	22の地点から	48度56分12秒	0. 968mの地点
24の地点	23の地点から	169度24分03秒	2. 245mの地点
25の地点	24の地点から	233度26分38秒	2. 995mの地点
26の地点	25の地点から	195度57分35秒	1. 633mの地点
27の地点	26の地点から	176度09分30秒	4. 537mの地点
28の地点	27の地点から	175度56分53秒	14. 690mの地点
29の地点	28の地点から	172度52分23秒	10. 542mの地点
30の地点	29の地点から	180度25分25秒	8. 927mの地点
31の地点	30の地点から	181度22分20秒	14. 906mの地点
32の地点	31の地点から	202度11分45秒	3. 669mの地点
33の地点	32の地点から	201度59分36秒	10. 363mの地点
34の地点	33の地点から	188度53分12秒	9. 606mの地点
35の地点	34の地点から	187度46分57秒	4. 616mの地点
36の地点	35の地点から	179度52分25秒	4. 984mの地点
37の地点	36の地点から	309度01分06秒	55. 600mの地点
38の地点	37の地点から	219度01分27秒	34. 700mの地点
39の地点	38の地点から	309度08分19秒	35. 951mの地点
40の地点	39の地点から	308度32分57秒	1. 536mの地点

(3) 面積

6770.30平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

昭和60年9月30日 広島県告示第868号

(昭和60年9月25日付け指令港第248号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

大崎上島町